

体況による特別条件特約条項

この特約の目的

主契約（この特約が付加される主たる保険契約のことをいいます。）に特別条件が付加された場合の取扱いについて定めたものです。

第1条 特約の付加および保障の開始

- ① 保険契約の締結もしくは復活の際またはこの特約が付加される主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結後に当会社の定める特約が付加される際、被保険者の健康状態その他が当会社の定める標準に適合しないと認めたときは、当会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。
- ② 当会社が保険契約または特約に適用する特別条件を保険契約者が承諾したとき①に、当会社は、主約款②または特約条項による責任開始時から保険契約上または特約上の保障を開始します。
- ③ この特約を付加する場合、すでに体況による特別条件特約が保険契約に付加されているときは（そのすでに付加されている体況による特別条件特約を以下「旧特約」といいます。）、旧特約はこの特約の付加と同時に消滅し、特別条件の適用があった保険契約または特約について、引き続きこの特約の特別条件③を適用します。

第1条 備考

- ① 責任開始にあたって保険料または保険料相当額の払込みを要する主契約または特約について、第2条（特別条件）の「特別保険料の払込み」の特別条件が適用される場合は、当会社が第1回の特別保険料を受け取ったときとします。
- ② 主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下同じ。
- ③ 旧特約で適用していた特別条件に相当するこの特約中の特別条件とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第2条 特別条件

- ① 主契約^①または別表1に定める定期保険特約等について、当社が適用する特別条件は、次の条件とします（複数の条件を適用することもあります）。ただし、特定障害状態不担保は、主契約に適用した場合、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用する特約についても適用されるものとします。



「対象となる定期保険特約等（別表1）」
この特約条項の末尾に掲載しています

特別条件	対象となる保険金等	特別条件を適用した場合の取扱い
特別保険料の払込み		- 特別保険料の払込みの条件を適用した場合には、保険契約者は、当社の定めた期間（以下「特別保険料払込期間」といいます。）中、当社の定めた特別保険料を払い込んでください。 - 特別保険料払込期間中は、特別保険料を含めたものをこの特約を付加した保険契約の保険料とします。 - 第2号の規定にかかわらず、この特約が付加された主契約または特約の保険料払込方法（回数）が一時払いの場合には、特別保険料は一時に前納してください。この場合、一時に払い込むべき特別保険料は年掛保険料または新年掛保険料とします。 - 第3号の場合、当社の定める率による割引きをします。 - 第4号の規定によって割り引かれた特別保険料前納金は、当社の定める率の利息を付けて当社に積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。 - 特別保険料払込期間が満了した場合ならびにこの特約が付加された主契約または特約が消滅した場合には、特別保険料前納金の残金があるときにはこれを保険契約者^②に払い戻します。 - この特約が付加された主契約または特約の返戻金および積立金は、特別保険料に対応する返戻金または積立金を含めて計算します。

第2条 備考

^① 5年ごと利差配当付医療保険、5年ごと利差配当付新医療保険および5年ごと利差配当付女性医療保険を除きます。

^② 保険金を支払う場合にはその保険金の受取人となります。

特別条件	対象となる 保険金等	特別条件を適用した場合の取扱い																																				
保険金の削減支払い	・ 死亡保険金 ・ 高度障害保険金 ・ 特定疾病死亡保険金 ・ 特定疾病高度障害保険金 ・ 収入保障年金 ・ 高度障害年金 ・ 特定疾病保険金 ・ 重度障害保険金	1. 所定の保険金削減期間中に被保険者が左の保険金等の支払事由に該当し、その保険金等を支払う場合は、所定の保険金額等に次表に定める割合を乗じた金額を支払います。ただし、その原因が傷害または特定感染症（別表2）であるときは、この取扱いをしません。																																				
		<table><tr><th>保険金削減 期間 経過期間④</th><th>1 年 の と き</th><th>2 年 の と き</th><th>3 年 の と き</th><th>4 年 の と き</th><th>5 年 の と き</th></tr><tr><td>1 年以内</td><td>5.0 割</td><td>3.0 割</td><td>2.5 割</td><td>2.0 割</td><td>1.5 割</td></tr><tr><td>1 年超 2 年以内</td><td></td><td>6.0 割</td><td>5.0 割</td><td>4.0 割</td><td>3.0 割</td></tr><tr><td>2 年超 3 年以内</td><td></td><td></td><td>7.5 割</td><td>6.0 割</td><td>4.5 割</td></tr><tr><td>3 年超 4 年以内</td><td></td><td></td><td></td><td>8.0 割</td><td>6.0 割</td></tr><tr><td>4 年超 5 年以内</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>8.0 割</td></tr></table>	保険金削減 期間 経過期間④	1 年 の と き	2 年 の と き	3 年 の と き	4 年 の と き	5 年 の と き	1 年以内	5.0 割	3.0 割	2.5 割	2.0 割	1.5 割	1 年超 2 年以内		6.0 割	5.0 割	4.0 割	3.0 割	2 年超 3 年以内			7.5 割	6.0 割	4.5 割	3 年超 4 年以内				8.0 割	6.0 割	4 年超 5 年以内					8.0 割
		保険金削減 期間 経過期間④	1 年 の と き	2 年 の と き	3 年 の と き	4 年 の と き	5 年 の と き																															
		1 年以内	5.0 割	3.0 割	2.5 割	2.0 割	1.5 割																															
		1 年超 2 年以内		6.0 割	5.0 割	4.0 割	3.0 割																															
		2 年超 3 年以内			7.5 割	6.0 割	4.5 割																															
		3 年超 4 年以内				8.0 割	6.0 割																															
		4 年超 5 年以内					8.0 割																															
2. 被保険者が責任開始時に発病していた特定疾病⑤は、特定疾病死亡保険金の支払いの規定の適用にあたっては、責任開始時以後に発病した特定疾病による死亡とみなします。ただし、保険契約者または被保険者に告知義務違反があった場合を除きます。																																						
特定障害 状態不担保	・ 高度障害保険金 ・ 高度障害年金 ・ 重度障害保険金 ・ 保険料払込免除	被保険者が、眼球および眼球附属器に生じた疾病（特定感染症（別表2）を除きます。）を直接の原因として次の障害状態に該当したときは、当会社は、左の保険金等を支払わずまたは保険料の払込みを免除しません。																																				
		ア. 身体障害表（主約款別表2）の第1級の障害状態のうち、「1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したとき イ. 重度障害状態⑥のうち、「眼の障害（視力障害）両眼の視力に著しい障害を永久に残したもの」に該当したとき																																				

第2条 備考

③ 契約日または復活日から被保険者が保険金等の支払事由に該当した時までの期間とします。

④ 特定疾病割増特約条項別表に定める特定疾病をいいます。

⑤ 重度障害保障定期保険特約条項別表に定める障害状態をいいます。

➡	「当会社の定める率の割引」「当会社の定める率の利息」 お取扱いの際の率によります
➡	「対象となる特定感染症（別表2）」 この特約条項の末尾に掲載しています
➡	「身体障害表（主約款別表2）」 主約款の末尾に掲載しています

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 主契約^⑥または別表 3 に定める入院特約等について、当会社が適用する特別条件は、次の条件とします（複数の条件を適用することもあります。）。ただし、特定障害状態不担保は、主契約に適用した場合、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用する特約についても適用されるものとします。



「対象となる入院特約等（別表 3）」
この特約条項の末尾に掲載しています

第 2 条 備考

- ^⑥ 5 年ごと利差配当付医療保険、5 年ごと利差配当付新医療保険および 5 年ごと利差配当付女性医療保険に限ります。

特別条件	対象となる給付金等	特別条件を適用した場合の取扱い									
特別保険料の払込み		- 特別保険料の払込みの条件を適用した場合には、保険契約者は、特別保険料払込期間中、当会社の定めた特別保険料を払い込んでください。 - 特別保険料払込期間中は、特別保険料を含めたものをこの特約を付加した保険契約の保険料とします。 - この特約が付加された主契約または特約の返戻金および積立金は、特別保険料に対応する返戻金または積立金を含めて計算します。									
給付金の削減支払い	・ 疾病入院給付金 ・ 成人病入院給付金 ・ 入院初期給付金 ・ 7 日入院給付金 ・ 女性特定疾病入院給付金 ・ 女性特定疾病自宅療養給付金 ・ 退院給付金 ・ 手術給付金 ・ 長期通院療養給付金 ・ 先進医療給付金	- 所定の給付金削減期間中に被保険者が疾病（特定感染症（別表 2）を除きます。）を直接の原因として左の給付金の支払事由に該当し、その給付金を支払う場合は、次のとおり取り扱います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付金</th><th>給付金の削減支払い</th><th>支払いの限度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進医療給付金以外の給付金</td><td>所定の給付金額等に当会社の定めた割合を乗じた額を基準として給付金を支払います。</td><td>特約条項の定めるところによります。</td></tr> <tr> <td>先進医療給付金</td><td>特約条項に定める給付金の支払いの限度を適用したあとの給付金額に当会社の定めた割合を乗じた額を支払います。</td><td>当会社の定めた割合を乗じる前の給付金額を基準として特約条項を適用します。</td></tr> </tbody> </table> - 被保険者がこの特約の責任開始時前に発病していた疾病（特定感染症（別表 2）を除きます。）は、左の給付金の支払いの規定の適用にあたっては、この特約の責任開始時以後に発病した疾病とみなします。ただし、保険契約者または被保険者に告知義務違反があった場合を除きます。	給付金	給付金の削減支払い	支払いの限度	先進医療給付金以外の給付金	所定の給付金額等に当会社の定めた割合を乗じた額を基準として給付金を支払います。	特約条項の定めるところによります。	先進医療給付金	特約条項に定める給付金の支払いの限度を適用したあとの給付金額に当会社の定めた割合を乗じた額を支払います。	当会社の定めた割合を乗じる前の給付金額を基準として特約条項を適用します。
給付金	給付金の削減支払い	支払いの限度									
先進医療給付金以外の給付金	所定の給付金額等に当会社の定めた割合を乗じた額を基準として給付金を支払います。	特約条項の定めるところによります。									
先進医療給付金	特約条項に定める給付金の支払いの限度を適用したあとの給付金額に当会社の定めた割合を乗じた額を支払います。	当会社の定めた割合を乗じる前の給付金額を基準として特約条項を適用します。									

特別条件	対象となる給付金等	特別条件を適用した場合の取扱い
特定部位不担保	・ 疾病入院給付金 ・ 特別入院給付金 ・ 成人病入院給付金 ・ 入院初期給付金 ・ 女性特定疾病入院給付金 ・ 退院給付金 ・ 手術給付金 ・ 長期通院療養給付金 ・ 7日入院給付金 ・ がん診断給付金 ・ がん転院給付金 ・ がん入院給付金 ・ がん手術給付金 ・ がん退院給付金 ・ 先進医療給付金	1. 特定部位不担保期間^⑦中に、被保険者が、特定部位^⑧に生じた疾病（特定感染症（別表2）を除きます。）を直接の原因として、左の給付金の支払事由に該当したときは、当会社は、給付金を支払いません。 2. 特定部位不担保期間中に特定部位に生じた疾病を直接の原因とした入院をし退院をし、通院をしている間に特定部位不担保期間が満了した場合は、当会社は、その通院を原因として長期通院療養給付金を支払いません。 3. 特定部位に生じた疾病を直接の原因とした入院中に特定部位不担保期間が満了した場合には、特定部位不担保期間満了の日の翌日に入院を開始したものとみなします。 4. 被保険者がこの特約の責任開始時前に特定部位に生じていた疾病（特定感染症（別表2）を除きます。）は、左の給付金の支払いの規定の適用にあたっては、この特約の責任開始時以後に特定部位に生じていた疾病とみなします。ただし、保険契約者または被保険者に告知義務違反があった場合を除きます。また、がん特約についてはこの規定は適用しません。
特定障害状態不担保	・ 保険料払込免除	被保険者が、眼球および眼球附属器に生じた疾病（特定感染症（別表2）を除きます。）を直接の原因として身体障害表（主約款別表2）の第1級の障害状態のうち、「1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは、当会社は、免除すべき保険料の払込みを免除しません。

- ➡ 「対象となる特定感染症（別表2）」
この特約条項の末尾に掲載しています
- ➡ 「身体障害表（主約款別表2）」
主約款の末尾に掲載しています

第3条 特約の解約

この特約のみの解約はできません。

第4条 契約内容の変更の制限

特別保険料の払込みまたは保険金の削減支払いを適用した保険契約については、主約款に定める契約内容の変更等のうち、次の取扱いはしません。

1. 延長定期保険への変更
2. 払済保険への変更^①
3. 保険期間または保険料払込期間の変更^①
4. 保険金の増額^①

第2条 備考

- ^⑦ 当会社の定めた不担保期間とします。
- ^⑧ 特定部位不担保の条件により不担保とする身体部位（別表4）のうち、当会社が指定した身体部位をいいます。

第4条 備考

- ^① 特別保険料払込期間および保険金削減期間の経過後は取り扱います。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第5条 復活の制限

この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は失効後2年以内に限ります。

第6条 個人定期保険契約等の更新の場合の特則

この特約を付加した次の保険契約または特約が更新^①される場合^②、更新後の保険契約または特約の特別条件は、更新直前の保険年度の条件と同一とします。この場合、特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険契約または特約の保険期間に基づいて計算します。

1. 個人定期保険契約
2. 5年ごと利差配当付個人定期保険契約
3. 特定疾病保障定期保険契約
4. 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険契約
5. 5年ごと利差配当付医療保険契約
6. 5年ごと利差配当付新医療保険契約
7. 5年ごと利差配当付女性医療保険契約
8. 無配当短期定期保険契約
9. 特定疾病保障定期保険特約
10. 重度障害保障定期保険特約

第6条 備考

- ① 各特約条項の規定による他の特約への変更を含みます。
- ② 更新後の保険契約または特約がさらに更新される場合を含みます。

第7条 生存給付金付定期保険の婚姻時の特別取扱いをする場合の特則

この特約を付加した生存給付金付定期保険の場合、婚姻時の特別取扱いを当会社が承諾したときは、この特約は、被保険者変更日に消滅します。

第8条 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）に付加した場合の特則

この特約を変額保険（有期型）または変額保険（終身型）に付加した場合には、次に定めるところによります。

1. 次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第2条第①項「保険金の削減支払い」	所定の保険金額等に次表に定める割合を乗じた金額	所定の基本保険金額（養老買増特約、定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、新生存給付金付定期保険特約または特定疾病割増特約が付加されている場合には、その所定の保険金額を含みます。）に次表に定める割合を乗じた金額と変動保険金額（変動保険金額が負の場合には、変動保険金額を0とします。）の合計額
第5条	失効後2年以内	失効後3カ月以内

2. 特別保険料は、特別勘定による運用はしません。

第9条 無配当短期定期保険に付加した場合の特則

この特約を無配当短期定期保険に付加した場合には、第5条の適用はありません。

(平成13年10月2日実施)
(平成29年2月2日改正)

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

別表1 対象となる定期保険特約等

1. 定期保険特約
2. 定期保険特約（2年間災害保障型）
3. 養老買増特約
4. 終身買増特約
5. 最終生存者終身買増特約
6. 連生終身保険特約
7. 特定疾病割増特約
8. 生存給付金付定期保険特約
9. 新生存給付金付定期保険特約
10. 収入保障特約
11. 特定疾病保障定期保険特約
12. 重度障害保障定期保険特約
13. 遡減定期保険特約
14. 払込期間満了後終身買増特約

別表2 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 （ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りです。）	U04

別表 3 対象となる入院特約等

1. 入院特約
2. 入院保障特約（A）
3. 入院保障特約（B）
4. 入院保障特約（C）
5. 入院初期給付特約
6. 7日入院特約
7. 増額型入院保障特約
8. 増額型入院保障特約（成人病タイプ）
9. 手術保障特約
10. 新・手術特約
11. 女性医療特約
12. 女性疾病入院特約
13. 看護給付特約
14. 退院給付特約
15. 新退院給付特約
16. 長期通院療養特約
17. がん特約
18. 先進医療保障特約

別表 4 特定部位不担保の条件により不担保とする身体部位

部位番号	身体部位の名称
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	咽頭および喉頭（声帯を含む）
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含む）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睪丸、副睪丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣、卵管および子宮附属器（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を除く）
19	乳房（乳腺を含む）
20	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアに限る）
21	頸椎部（当該神経を含む）
22	胸椎部（当該神経を含む）
23	腰椎部（当該神経を含む）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢（左肩関節部を除く）
30	右上肢（右肩関節部を除く）
31	左下肢（左股関節部を除く）
32	右下肢（右股関節部を除く）
33	妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る）
34	脊椎（当該神経を含む）
35	皮膚（頭皮を含む）